

論点に関する考え方の整理

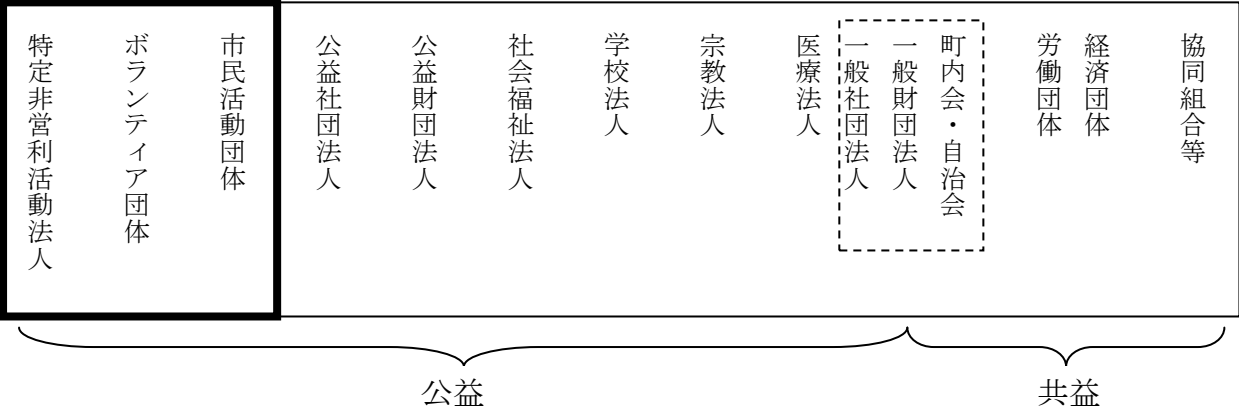
1 協働の相手方についての考え方（第2条）

(1) 条例の規定

現在、「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」（以下、協働推進条例）及び、「かながわボランティア活動推進基金 21 条例」（以下、基金条例）では、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の民間の自主的な活動を「ボランティア活動」とし、ボランティア活動に取り組むNPO法人、法人格を持たない団体及び個人を「ボランティア団体等」としている。

したがって、両条例で規定する「ボランティア団体等」は下記太枠部分となる。

両条例の「ボランティア団体等」に含まれる範囲



■ 「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」第2条第2項
 「この条例において「ボランティア団体等」とは、ボランティア活動に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人をいう。）、法人格を持たない団体及び個人をいう。」

■ 「かながわボランティア活動推進基金 21 条例」第2条
 「県は、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業であって、次の各号のいずれにも該当しないもの（以下「公益を目的とする事業」という。）に自主的に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、法人格を持たない団体及び個人（以下「ボランティア団体等」という。）の活動を推進するため、かながわボランティア活動推進基金 21（以下「基金」という。）を設置する。」

(2) 検討事項

ア 前回3月の協議会で、町内会・自治会等について、委員より協働の相手方として検討すべきとの意見が出たことから、協働の相手方について、基本的な考え方の整理が必要。

イ 両条例の「ボランティア団体等」についての定義が同一であることから、今回の協働推進条例の見直しに伴い、協働の相手方の範囲を拡大した場合、基金条例との整合性について検討が必要。

(3) 考え方の整理

〇アについて

【A案】

両条例では、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする、非営利の民間の自主的な活動を「ボランティア活動」としていること、特定非営利活動促進法では、「(中略) ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする」(第1条)と規定していること、またこれまでの協議会、部会での議論も踏まえ、

一般の市民が自由な社会貢献活動を行う際、自主的に立ち上げることができる団体かどうか

を考え方の基準とする。

基準により、具体的に検討すると、両条例の相手方となるのは、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人となり、それ以外の社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人、町内会・自治会、労働団体、経済団体、協同組合等については、一般の市民が自主的に立ち上げることができる団体に該当しないことから、相手方とはならない。

【B案】

- ・非営利の法人であれば、原則すべて相手方とする。

※各法人形態については、参考資料1を参照。

〇イについて

【A案】

2つの条例で、同一の「ボランティア団体等」という文言を用いながら、定義が異なるのは好ましくないことから、基金条例の対象も同様に拡大する。

【B案】

協働推進条例は、潜在的な協働の相手方を規定しているのに対し、基金条例は実際の事業の相手方を規定し、両条例は趣旨、目的が異なることから、整合を取らない。

2 一般社団法人等について

【A案】 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人も、協働の相手方とする。	【メリット】 整理の仕方が明確で、わかりやすい。
	【デメリット】 本県の実情を鑑みると、公益社団法人、公益財団法人については、業界団体的な法人が多数あり、地域課題の解決のため、市民が自主的にボランティア活動を行っている団体と言えるか疑義がある。
【B案】 A案をベースとするが、一般社団法人、一般財団法人については、法人税法上の非営利型法人に限定する。	【メリット】 一般社団法人、一般財団法人について、非営利性を担保できる。
	【デメリット】 非営利性を確認するためには、定款を個別に確認しなければならないため、実務上作業が増す可能性がある。
【C案】 一般社団法人、一般財団法人を協働の相手方とし、公益社団法人、公益財団法人については相手方としない。	【メリット】 公益社団法人、公益財団法人を除外することで、より自主的にボランティア活動を行う団体を対象にできる。
	【デメリット】 一般社団法人、一般財団法人について、非営利性の担保ができない。

(参考) 整理表

	一般社団・財団法人	一般社団・財団法人 (非営利型)	公益社団・財団法人
A案	○	○	○
B案	×	○	○
C案	○	○	×

【協議事項】

現在、条例上は対象外と整理されているが、上記1の基本的な考え方で対象となると整理した、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人について、A案～C案としてそれぞれメリット、デメリットを整理したので、これらを踏まえ、どこまでの範囲とするか、協議ください。

※県内の公益社団法人、公益財団法人の一覧については参考資料2を参照。